

新滋賀県障害者プラン（仮）

（第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

< 骨子案 >

2020年9月

健康医療福祉部 障害福祉課

1. プラン策定の背景

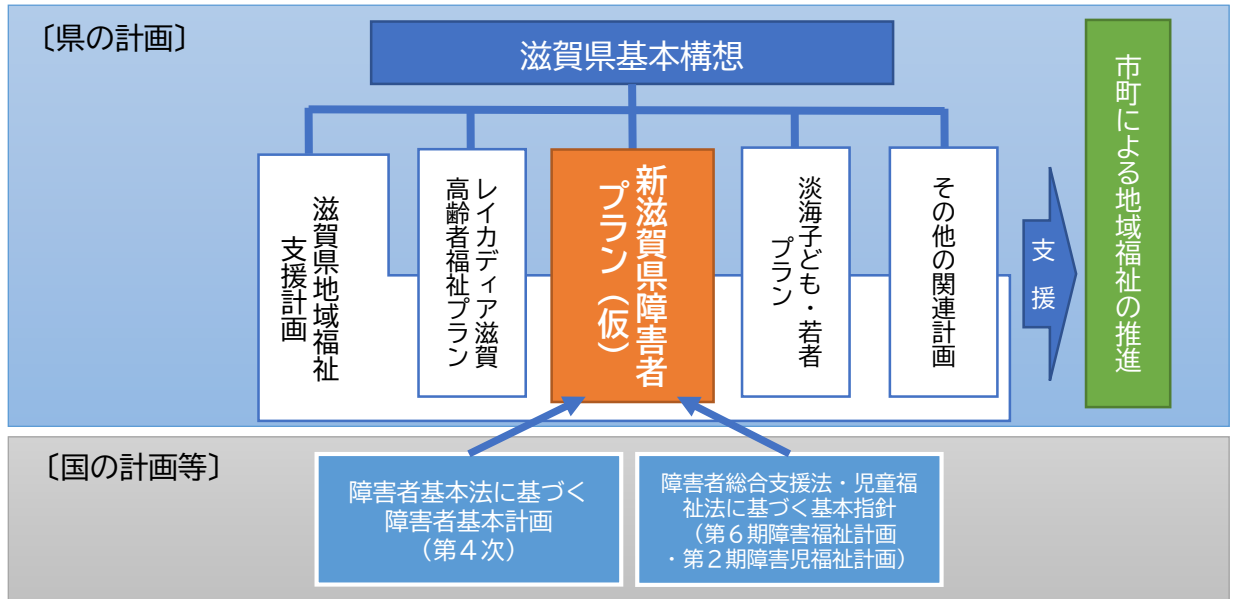
- 我が国では、国連により2006年に採択された「障害者の権利に関する条約」の理念を反映させた障害者基本法の改正により、障害のある人が「等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重される」こと、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現が目標として掲げられました。
- これを受け、障害者虐待防止法（2011年）、障害者総合支援法（2012年）、障害者差別解消法（2013年）が制定され、「障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるための法整備が進められました。
- こうした法整備や県内の諸課題を踏まえ、滋賀県障害者プラン（2015～2020）においては、基本理念を「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～」とし、「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を基本目標に掲げ、さまざまな取組を進めてきました。
- 滋賀県障害者プラン期間中には、国による障害者総合支援法および児童福祉法の改正（2016年）、障害者基本計画の改定（2018年）が行われるとともに、社会福祉法の改正（2018・2020年）、障害者文化芸術推進法（2018年）、読書バリアフリー法（2019年）の施行など、共生社会の実現に向けた法整備と施策が進められています。
特に、2020年の社会福祉法の改正では、各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、対象者の属性等で分けられていた相談支援等の事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 県においては、2018年には「変わる滋賀続く幸せ」を基本理念として滋賀県基本構想を改定するとともに、障害者差別解消法を補完し共生社会実現に向けた取組を促進するために「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。
- 障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える支援や環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしを実現できる社会へは、社会資源の不足や差別事例の発生等、引き続き多くの課題が残されています。
- また、近年、頻発する豪雨などによる自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症は、様々な生きづらさ、生活上の困難を抱える障害のある人たちの暮らしに大きな影響を与えるとともに、避難や自粛生活への支援など様々な課題を浮き彫りにしています。
- 2015年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」がすべての国連加盟国のリーダーによって合意されました。SDGsには、障害または障害者に関連したターゲットが含まれています。

2. プラン策定の趣旨

- 国の動向、県の基本構想、これまでの取組成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしの実現のため、障害の有無にかかわらず県民がお互いを尊重し、理解し、助け合える、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画として、この計画を策定します。
- 障害のある人や関係者の意見を反映するとともに、市町が策定する同様の計画との連携・調整を図り、市町計画の達成に資するプランとします。
- 災害時や感染症の流行時においても、障害のある人の「いのち」と「くらし」を守ることに資するプランとします。
- 「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標3（福祉）、4（教育）、8（雇用）、10（不平等是正）、11（居住）に関する取組の加速化に寄与するプランとします。
- 糸賀一雄氏から先人の実践と理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指します。

3. 位置づけ

- 新滋賀県障害者プラン（仮）は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるものです。
- 障害者計画とは、障害者基本法に規定された基本計画であり、障害者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。また、障害福祉計画・障害児福祉計画とは、障害者総合支援法・児童福祉法に規定された計画であり、障害福祉サービス等・障害児支援の提供体制を確保するため、障害福祉サービス等・障害児支援の整備目標と確保策についてを示すものです。
- 本プランは、障害者基本法に基づく国の新たな障害者基本計画(第四次、内閣府)を基本とし、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく基本指針(第6期・第2期、厚生労働省)に即しつつ、基本構想や県が策定する他の計画や指針等との整合を図りながら策定します。



4. 計画期間

- 本プランの計画期間は2021（令和3）年度から2026（令和8）年度年の6年間とします。
- 一部、重点施策とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、2021（令和3年度）年度～2023（令和5）年度の3年間とします。

| (年度) | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|------|----------------------------|----------|-----|------------|---------|----------------------------|---------|------------------------|---------|---|-----|-----------------------------------|-----|-------|-----|---|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 滋賀県 | 滋賀県基本構想 | 滋賀県中期計画 | | | | 滋賀県基本構想 ～未来を拓く 共生社会～ | | 滋賀県基本構想 ～未来を拓く8つの扉～ | | | | 滋賀県基本構想 ～夢や希望に満ちた 豊かさ実感・滋賀～ | | | | 滋賀県基本構想 ～変わる滋賀続く幸せ～ R1～R12の12カ年計画 | | | | | | | | | |
| | 滋賀県地域福祉支援計画 | | | | | 地域福祉支援計画 | | | | 地域福祉支援計画 ～支え手よし・受け手よし・地域よしの 地域福祉「三方よし」計画～ | | | | 次期計画 | | | | | | | | | | | |
| | 滋賀県障害者プラン | 淡海障害者プラン | | 障害者福祉しがプラン | | 新・障害者福祉しがプラン | | 滋賀県障害者プラン ← 一部改定 → | | | | 新・滋賀県障害者プラン (仮) ← 一部改定 → | | | | | | | | | | | | | |
| 国 | 障害者基本法に基づく国の障害者基本計画 | 第2次計画 | | | | 第3次計画 | | | | 第4次計画 | | | | (第5次) | | | | | | | | | | | |
| | 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画(国の基本指針) | | | 第1期計画期間 | 第2期計画期間 | 第3期計画期間 | 第4期計画期間 | 第5期計画期間 | 第6期計画期間 | (第7期) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 児童福祉法に基づく障害児福祉計画(国の基本指針) | | | 第1期計画期間 | 第2期計画期間 | (第3期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1. 基本理念（プランの存在意義）

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」

～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会を実現します。

2つの起点

「ひと」

- 既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている「ひと」、支援を担う「ひと」を起点に考えます。

「まち」

- 障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考えます。

2. 基本目標と5つの視点

「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」

基本目標を達成するために、5つの重要な視点から施策を進めていきます。

<その人らしく>

- 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権を尊重され、自分の望む生活を自ら選び、決定することができる社会を実現していくことが大切です。
- こうしたことから、意思決定支援のほか、障害者虐待防止対策などの権利擁護や合理的配慮の提供など差別の解消に関する制度や施策の充実を進め、障害および社会的障壁により制限を受けることなく自立した生活を送ることができるよう、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

<いつでも>

- 障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時にサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。
- こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。
※災害時や感染症流行時を含む

5つの視点

<だれでも>

- 障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、支援に専門性を必要とする障害のある人や外見からは判断しにくい障害のある人への一層の配慮も求められます。
- このためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが暮らしやすい地域社会を実現するために、“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

<どこでも>

- 障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。
- これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策の有効性を確認しつつ、福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

<みんなで取り組む>

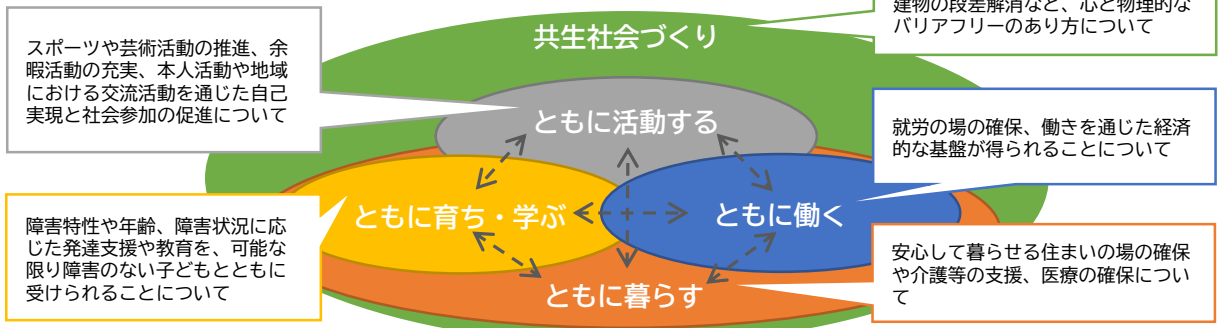
- “地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながり築くことが大切です。
- こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

3. 基本的な施策の方向性（総論）

(1) 領域の設定

- 基本目標である「「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動することの実現」に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくり」を基盤とし、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つ領域を設定します。
- 5つの領域の相互の関連性に留意しつつ、領域ごとに県における現状を確認、あるべき姿を描き、課題を整理した上で、施策の方向性を示します。

【領域間の関係性イメージ】



(2) 各領域のあるべき姿と施策の方向性

① 共生社会づくり

【現状】

- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数（R1年度実績：8,810回、R2年度目標：17,000回、達成率：51.8%）
- 特定道路におけるバリアフリー化率（R1年度実績：70.3%、R2年度目標：100%、達成率：70.3%）
- 乗客1日3千人以上の駅のバリアフリー化率（R1年度実績：88.9%、R2年度目標：100%、達成率：88.9%）
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、
① どのような差別を体験したか：陰口等23.5%、じろじろ見られる17.7%、障害理解がない17.6%、相談しても聞いてもらえない8.8% ② 障害福祉に関する用語の認知度：「バリアフリー」67.3% 「障害者差別解消法」21.5% 「合理的配慮」17.4% 「県条例」14.3% 「障害の社会モデル」11.8%

【あるべき姿】

- 地域での暮らしのいずれの場面においても、障害を理由として不当な差別的取り扱いをされることなく、求めに応じた合理的配慮が受けられる。
- 「障害の社会モデル」の考え方が県民に理解され、物理的・社会的な障壁により、移動等の行動が制限されることなく、必要な情報を適切に受け取ることができる。
- 障害のある人が保護の客体ではなく、権利の主体として、必要に応じた支援を受けながら日常生活や社会生活の場面で意思を決定することができる。

【課題】※は新たに整理された課題

- 障害のある人が支援を受けながら地域で暮らし、一般企業で働いたりすることが享有する権利であると必ずしも認識されていない。
- 障害の社会モデルの考え方や、合理的配慮の提供のあり方等、障害者差別解消法や滋賀県差別のない共生社会づくり条例の理念や内容が県民に周知されていない。（※）
- 支援に関わる者が意思決定支援の意義や方法などについて十分に理解されていないため、障害のある人への意思決定支援が日常生活や社会生活の場面で十分に実施されていない。（※）
- 町における移動や様々な情報取得について、障害のある人には利用しにくい状況がある。

【施策の方向性】

- だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向け、県民の障害理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。
- 障害者差別解消法や共生社会づくり条例の理念や内容について周知を促進するとともに、障害者虐待防止法による取組を強化します。
- 障害のある人への意思決定への支援が適切に実施されるよう、支援者の人材育成等の取組を強化します。
- 公共の交通機関や建物におけるユニバーサルデザイン化、情報取得における意思疎通支援の充実やICTの活用によるアクセシビリティ（利用しやすさ）を高め、暮らしやすい地域づくりを進めます。



(2) 各領域のあるべき姿と施策の方向性 (つづき①)

② ともに暮らす



【現状】

- サービス等利用計画作成済人数 (R2年3月実績: 11,221人、内セルフプラン率: 16.4%)
- ①訪問系サービスの利用者数 (R2年3月実績: 3,452人、R2年度見込み量: 4,453人、達成率: 77.5%) ②グループホームの定員数 (R2年3月実績: 1,443人、R2年度見込み: 1,477人、達成率: 97.7%) ③障害者支援施設からの地域移行の状況 (H30~R1年度実績: 12人、R2年度時目標: 45人、達成率: 26.6%) ④他府県施設からの県内移行状況 (H30~R1年度実績: 4人、R2年度時目標: 14人、達成率: 28.5%)
- 公営住宅のバリアフリー化実施率 (R1年度実績: 92.9%、R2年度目標: 100%、達成率: 92.9%)
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①主な介護者: 父母45.5%、ヘルパー等36.5% ②相談する相手: 家族70.7%、障害福祉サービス事業所職員16.7%、相談支援専門員8.5% ③災害時避難への支援の必要な人の割合: 56.4%

【あるべき姿】

- 障害の程度や状況にかかわらず、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保されている。
- いずれの生活場面 (感染症流行時も含む) においても、障害の程度や状況に応じた適切な支援を受けられる。
- 日常生活上の困りごとを身近な地域で相談でき、必要な支援に繋がれたり、伴走的な相談支援を受けられる。
- 障害の状況に応じた専門的な医療や特性に配慮された診療を受けることができる。
- 災害時において、避難に際しての支援が受けられ、避難所等での生活に必要な支援を受けられる。

【課題】 ※は新たに整理された課題

- グループホーム等の数は増加しているが、行動障害や医療的ケアなど専門的な支援を要する人への住まいの場や生活に必要な支援が十分に確保されていない。
- 適切な支援を行うための人材の確保や専門的な支援を行うための職員の育成が十分ではない。(※)
- 身近な地域で日常生活上の困りごとを気軽に相談できる体制や、圏域単位での専門的な相談支援を受けられる体制が十分ではない。(※)
- 発達障害や重症心身障害などへの専門的な医療を提供できる機関が十分ではない。また、体調不良時などに障害の特性に配慮した診療が受けられる体制が十分ではない。(※)
- 災害時などに障害のある人が適切に避難できたり、避難所で必要な配慮を受けながら過ごせるための準備が全体的に実施できている状況ではない。(※)

【施策の方向性】

- 障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守りなどの支援サービス等の充実 (体制整備、人材育成) に努めます。
- 福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、支援を谷間なく受けられるよう市町による障害のある人に身近な相談支援体制整備の推進を図ります。
- 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診療が受けられる体制整備を図ります。
- 市町による災害時における避難行動に支援を要する障害のある人の把握および実効性のある避難時の個別計画の作成、避難所での必要な配慮がされるよう、県における防災部局と福祉部局の連携を高め、市町における同様の連携と地域との協働を促進します。

③ ともに育ち・学ぶ



【現状】

- 障害児支援利用計画作成済人数 (R2年3月実績: 4,572人、内セルフプラン率: 20.2%)
- 重心・医ケア児に対応できる児童発達支援および放課後等デイサービスの整備 (R1年度: 5圏域、R2目標: 7圏域、達成率: 74.1%)
- R1年度の個別の指導計画が必要な児童への作成率 (小: 97.1%、中: 97.1%、高: 91.2%)、個別の教育支援計画が必要な児童への作成率 (小: 87.5%、中84.5%、高79.1%)
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①通園・通学の困りごと: 職員数不足 25.4%、通学方法が不便 25.0% ②卒業後の進路希望: 福祉サービス事業所18.1%、一般就労 16.9%、大学・専門学校 6.2%

【あるべき姿】

- どのような社会環境 (感染症流行時も含む) においても、早期に障害等の状況が確認され、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援を受けることができる。
- 親が子の障害に起因する負担を負うことなく、安心して障害のある子を育てることができる。
- どのような社会環境 (感染症流行時も含む) においても、障害のある子が、必要な支援のもと障害特性や年齢、障害状況に応じた教育を受けることができる。
- 障害の有無にかかわらずともに学ぶ「インクルーシブ教育」が実現されている。

【課題】 ※は新たに整理された課題

- 保護者の障害受容に配慮した早期発見・早期対応の取組や子育てにおいて子どもの障害に起因する介護負担への対応が必要。
- 就学前から就学に向けた引き継ぎや、就学後の学校と地域における支援事業者との連携の促進が必要。(※)
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成率は向上したが、それを活用した十分な取組が進んでいない。
- 障害理解を深めるために、幼少期・学齢期に障害のある子どもとも一緒に過ごせる環境が必要。(※)
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等に対応できる児童発達支援サービスが不足している。(※)

【施策の方向性】

- 市町による乳幼児期から学齢期、入学や進学等により支援が途切れないようライフステージに応じた切れ目のない支援を促進します。
- 障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けられるよう教育環境や相談支援体制の充実を努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりの障害特性と教育的ニーズを把握して、その持てる力を引き出し高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- 障害の有無にかかわらずともに学ぶことができる「インクルーシブ教育システム」を推進します。
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等が必要な児童への支援を充実させるため、市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成を図ります。

(2) 各領域のあるべき姿と施策の方向性 (つづき②)

④ ともに働く



【現状】

- 法定雇用率達成企業割合 (R1年度実績：55.7%、R2年度目標：65%、達成率：85.7%)
- 福祉施設から一般就労への移行した人数 (R1年度実績：169人、R2年度目標：203人、達成率：83.2%)
- 働き・暮らし応援センターで支援する在職者数 (R1年度実績：3,012人、R2年度目標3,400人、達成率：88.5%)
- ①就労移行支援利用者数 (R2年3月実績：321人、R2年度見込み量：496人、達成率：64.7%) ②就労定着支援利用者数 (R2年3月実績：4人、R2年度見込み量：57人、達成率：7%)
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①就労状況：仕事をしていない49.0%、福祉的就労20.3%、パート・アルバイト11.3%、会社員6.7% ②仕事をしていない理由：高齢のため30.8%、病気のため21.8%、重度の障害のため15.9%、働く自信がない5.5% ③働きやすくするために必要な条件：障害者を雇用する企業の増加41.0%、職場の障害理解35.5%、障害にあった仕事内容・量31.6%

【あるべき姿】

- 障害のある人が、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られている。
- 障害のある人の「働きたい」というニーズに応えることができるよう、
 - ・ 障害のある人が当たり前前に地域社会で働き、暮らすことについて県民が理解している。
 - ・ 教育・福祉・労働の機関間の連携が図られ、切れ目のない支援が充実している。
 - ・ 企業等への就労支援や福祉的な就労の場が確保されている。
 - ・ 障害の特性等に応じた訓練等が受けられ、適切な就労の場へつながるための相談支援が充実している。

【課題】 ※は新たに整理された課題

- 障害のある人が一般就労することについて、県民や企業における理解が不十分な場合がある。
- 特に法定雇用率を達成していない企業に障害のある人が働くことへの理解を進める必要がある。
- 法定雇用率の改定が影響し、企業からの障害者雇用に対する需要が増えているが、障害者の就業が追いついていない。(※)
- 高等養護学校を中心に実施される「しがしごと検定」は本人の働く意欲を高めるために効果が高く、企業からも本人の技能を評価しやすく評価が高いことからさらに火止めていく必要がある。
- 一般就労に向けた訓練や適性を図るための実習を受け入れてくれる企業をさらに確保する必要がある。
- 就労と生活を支えるための相談機関の役割分担の明確化と連携を高める必要がある。

【施策の方向性】

- 障害のある人が安心して働ける一般就労・福祉的就労の場の確保し、経済的基盤の獲得を促進します。
- 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。
- 就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。
- 就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

⑤ ともに活動する



【現状】

- 障害者スポーツ県大会等の参加人数 (R1年度実績：1,034人、R2年度目標：2,000人、達成率：51.7%)
- 障害者アート公募展への応募者数 (R1年度実績：247人、R2年度目標：380人、達成率：65%)
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①日常的な外出頻度：週1・2回30.5%、週3・4回16.2%、ほとんどなし8.0% ②日常的な外出の同行者：家族50.7%、一人32.3人、ヘルパー5.9人 ③休みの日の過ごし方：買い物・外食等76.9%、スポーツをする18.8%、音楽・美術観賞37.9%、読書・インターネット41.4%

【あるべき姿】

- 障害のある人が、気軽に(障害者)スポーツを体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境が確保されている。
- 障害のある人が造形活動や表現活動を体験できる機会や活動を継続できる環境が確保されている。
- 公共の文化施設等のバリアフリーや利用しやすさが確保されている。
- 障害のある人が趣味や嗜好に応じた余暇活動を楽しんだり、本人活動や交流の機会が確保されている。

【課題】 ※は新たに整理された課題

- 障害のある人が、気軽に(障害者)スポーツ等を体験できる機会を充実させる必要がある。
- 造形活動や表現活動の指導を行える人材が不足している。
- 図書館や美術館など、障害のある人が読書や美術観賞を気軽にできるように利用しやすさを高める必要がある。(※)
- 本人活動を支える取組が必要である。(※)
- ピアサポート等の活発化により障害者支援における当事者性を高める必要がある。(※)

【施策の方向性】

- スポーツや芸術活動を体験したり、活動を継続するための環境整備等を図ります。
- 図書館や美術館などのバリアフリー化やアクセシビリティの向上を図ります。
- 障害のある人の余暇活動の充実を図ります。
- 本人活動や地域における交流活動の支援を図ります。
- 障害者支援における当事者性を高めるため、ピアサポート等の活発化を図ります。

Ⅲ 具体的な施策と活動目標・活動指標（各論）

1. 共生社会づくり
 - (1) 差別をなくし権利が護られるために
 - (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために
 - (3) 情報アクセシビリティの向上し意思疎通が充実するために
 - (4) ユニバーサルデザインのまちづくりのために
2. ともに暮らす
 - (1) 安全・安心な暮らしのために
 - (2) 障害特性に応じたサービスの充実
 - (3) 障害福祉を支える人材の育成・確保
 - (4) 保健・医療の推進のために（感染症対策を含む）
 - (5) 防災と防犯の推進のために
3. ともに育ち・学ぶ
 - (1) 健やかな育ちと豊かな学びのために<育ち><学び>
4. ともに働く
 - (1) 雇用・就業の促進と経済的自立を支援するために
5. ともに活動する
 - (1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために
 - (2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために
 - (3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために

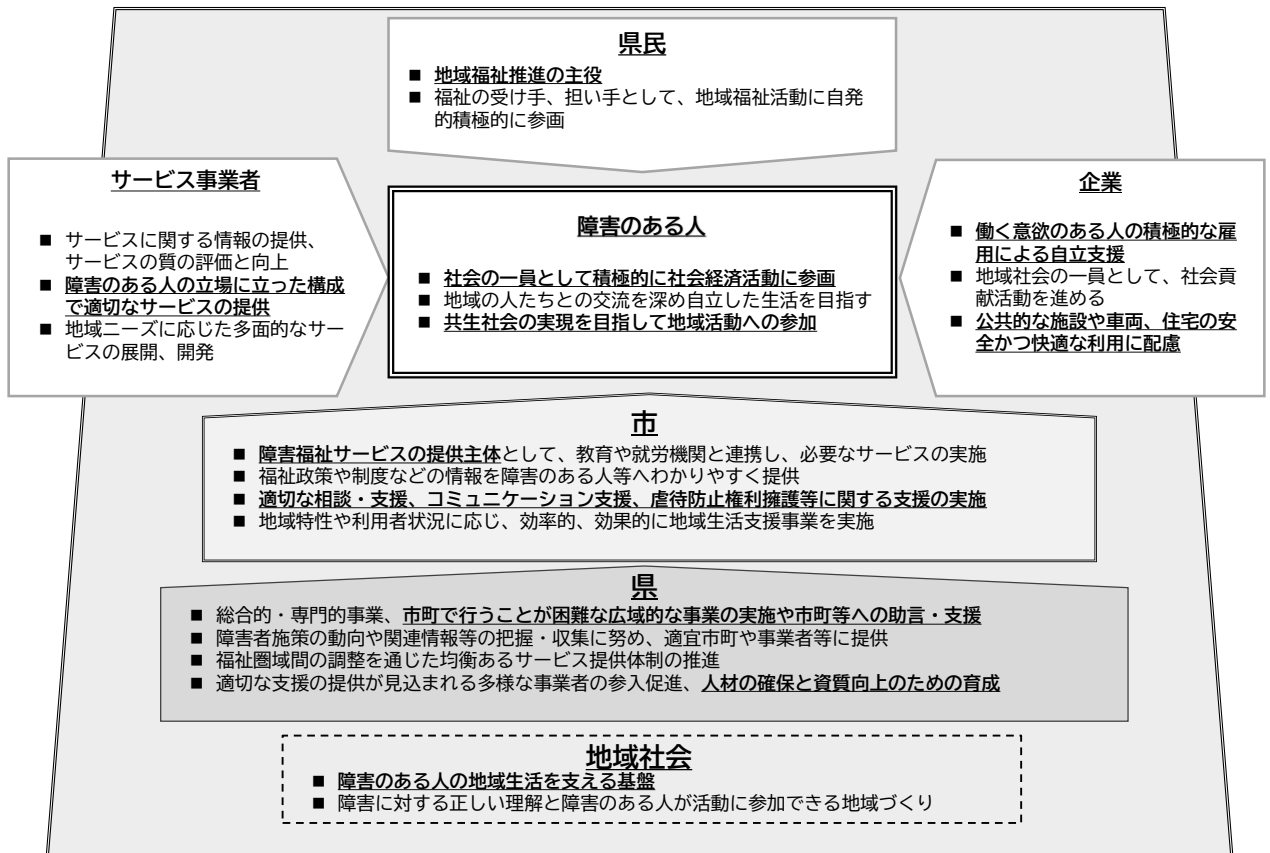
※ 重点施策については一覧表を作成

詳細別紙

Ⅳ 施策の推進体制と進捗管理

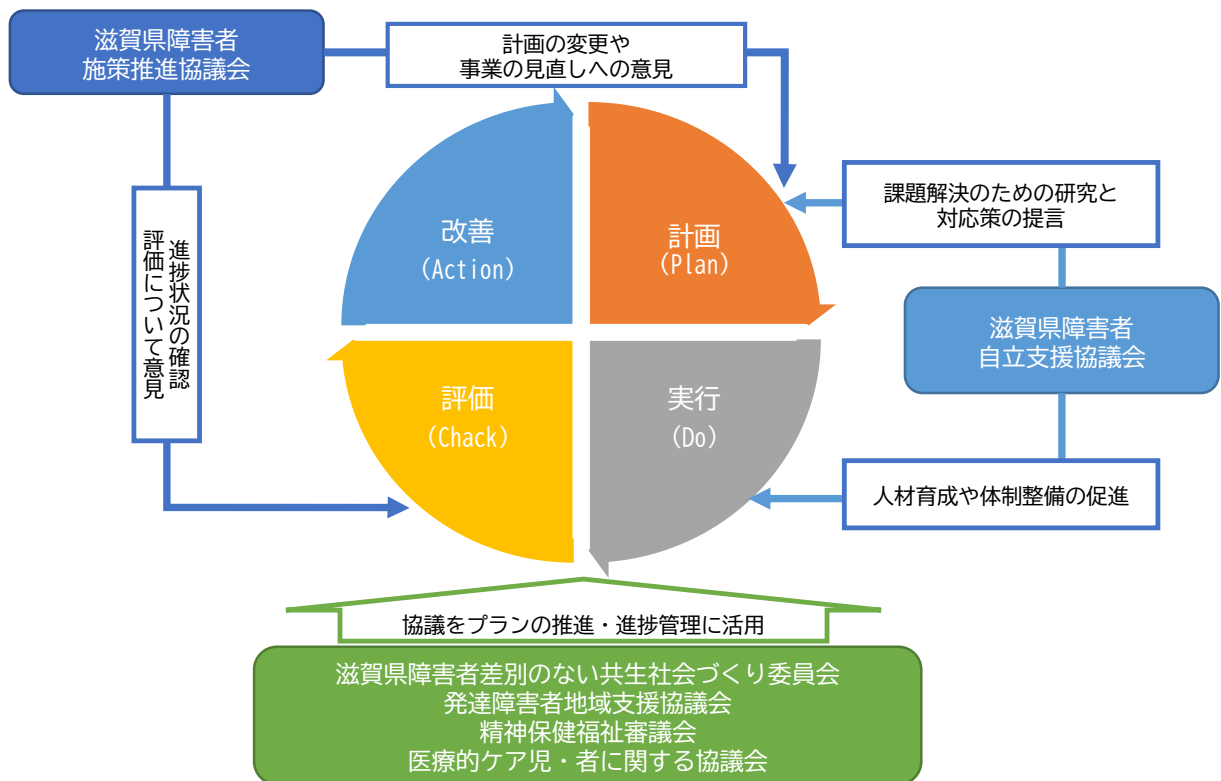
1. それぞれに求められる役割

- 各施策を推進するために、県、市、サービス事業者、企業、県民、地域社会、障害のある人それぞれに以下のような役割が期待されています。



2. PDCAサイクルによる推進体制と進捗管理

- 計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)というマネジメントサイクルに基づき、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理します。
- 評価や計画の見直し、次年度の取組については、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴きます。評価結果については公表します。
- 評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画の推進を図ります。
- 制度改正や新たな課題への対応など、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを行います。
- 滋賀県障害者自立支援協議会の各部会機能を活用し、プランの実効性を高めます。
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会や発達障害者地域支援協議会等における協議についてもプランの推進および進捗管理に活用します。



V その他記載予定項目

- 各種調査結果
- 新滋賀県障害者プラン（仮）策定経緯
- 滋賀県施策推進協議会委員名簿
- 新滋賀県障害者プラン（仮）策定のための小委員会委員名簿
- 用語の解説

Ⅲ (体系案)

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 活動目標 活動指標 |
|------------|--------------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 1. 共生社会づくり | (1) 差別をなくし権利が護られるために | ① 障害者差別の解消と障害者理解の促進 (重10イ) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者差別解消法の円滑な施行(主5イ) ■ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透(新)(重10ア) ■ 障害者週間を中心とした広報・啓発の推進 ■ 糸賀思想の普及啓発の推進、人材育成(重10ア) ■ アール・プリュット作品を通じた理解の促進 ■ 多彩な人権啓発の実施(主5ア) ■ 小中学校における障害理解に関する学習機会の設定 ■ 福祉読本の活用(主2ウ) ■ 発達障害についての理解の促進および身近な地域の理解者・支援者の養成(重1イ) | |
| | | ② 権利擁護の推進、虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ■ (苦情解決のための)運営適正化委員会による助言・あっせん ■ (障害者)相談員の能力向上と連携の促進 ■ 「淡海ひゅうまんねつ」「障害者110番」による各種支援の推進 ■ 「地域福祉権利擁護事業」の推進 ■ 成年後見制度の利用促進 ■ 虐待防止に向けたシステムの構築と取組の推進(重10ウ) | |
| | | ③「公私協働による福祉しが」の実践による福祉サービス向上(主5ウ) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「滋賀の縁創造実践センター」との相互連携と協働 | |
| | (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために | ① 意思決定支援の充実および情報アクセシビリティの向上 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活や社会生活における支援等の充実 | |
| | | ② 意思決定を支える身近な相談支援体制の構築(重層的支援体制の整備)(新) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 身近な相談支援機能の充実(重7ア) ■ 包括的な相談支援体制の整備 | |
| | (3) 情報アクセシビリティが向上し意思疎通が充実するために | ① 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 県と市町の連携による意思疎通支援の充実 ■ IT利用の推進とITを活用した生活・就労の促進 ■ 視覚障害のある人に配慮した行政情報の提供 ■ 選挙等における配慮等(主5エ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数 |
| | (4) ユニバーサルデザインのまちづくりのために | ① 福祉のまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルデザインによる県立施設整備の推進 ■ 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進 ■ 自治ハウス(集会所)のバリアフリー化促進 ■ 公園・水辺空間の整備 ■ 農村地域の生活環境整備 ■ 特定道路におけるバリアフリーかの促進 ■ 交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進 ■ 障害のある人に配慮した教習所の充実 ■ 障害のある人に配慮した運転者教育の促進 ■ パーキングパーミット制度の実施 ■ 公営住宅のバリアフリー化の促進 ■ 住宅のバリアフリー化促進 ■ 障害のある人に配慮した製品の開発促進(主5オ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定道路におけるバリアフリー化率 ■ 駅のバリアフリー化率 |

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 活動目標 活動指標 |
|-----------|------------------|----------------------------------|---|--|
| 2.ととむに暮らす | (1)安全・安心な暮らしのために | ① 地域における住まいの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ■グループホーム整備促進 ■県営住宅の活用 ■民間賃貸住宅への入居支援(主1ア) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■公営住宅の建て替え等によるバリアフリー化実施率 ■障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率 |
| | | ② 地域を支える相談支援体制の構築(重層的支援体制の整備)(新) | <ul style="list-style-type: none"> ■身近な相談支援機能の充実(重7ア) ■福祉圏域単位の相談支援の充実(障3(2)エ)(障4(2)イ)(主1エ) ■発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築(主1ウ) ■重症心身ケアマネジメントの推進 ■地域自立支援協議会を活用した支援の推進(障4(2)ウ)(主1エ) ■地域包括ケアシステムの構築(重7イ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■相談支援体制の充実強化 <p><活動指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■総合的・専門的な相談支援 ■地域の相談支援体制の強化 |
| | | ③ 入所施設から地域生活への移行と地域生活し続けるための支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■日中活動サービス等を行う施設の整備促進 ■24時間対応型在宅サービスの提供 ■福祉用具の普及 ■移動支援の推進 ■矯正施設等を対処する人への支援(主1イ) ■サービス提供体制の整備推進 ■健康福祉サービス評価システムの推進(主1エ) ■精神障害のある人の地域定着と地域移行の促進(主5カ) ■地域移行の具体的方策について市町や関係機関と検討(障1(2)カ) ■地域生活支援拠点等の整備・充実(障4(2)ア) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉施設入所者の地域移行人数 ■県外施設入所者の県内移行 ■県内入所施設定員 ■精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 ■精神病床における一年以上長期入院患者数 ■精神病床における早期退院 ■地域生活支援拠点等の確保と機能の充実 |
| | | ④ 障害福祉サービスの質の確保 | | <p><活動指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ■指導監査結果の関係市町村との共有 |

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 成果目標 活動指標 |
|----|--------------------|------------------------------------|---|---|
| | (2)障害特性に応じたサービスの充実 | ① (入所施設や住まいの場における)障害の特性に応じたサービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域活動支援センターの運営支援 ■施設のバリアフリー化等の推進(主1ウ) | |
| | | ② 重度心身障害児者・医療的ケア児(者)への支援(主1ウ・重3ア) | <ul style="list-style-type: none"> ■地域基盤の充実 ■医療的ケア児・者に関する協議会での課題検討 ■喀痰吸引等に対応できる支援者の養成 ■医療低ケア児・者に対応できる医療従事者の育成 | |
| | | ③ 強度行動障害者への支援(重3イ) | <ul style="list-style-type: none"> ■地域基盤の充実 ■専門的な相談支援の提供 ■専門的支援を行える支援者の育成 ■専門家チームの派遣(障1(2)オ) | |
| | | ④ 発達障害のある人への支援(主1ウ)(障3) | <ul style="list-style-type: none"> ■理解の促進と総合的な支援体制の整備 ■発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築 | <p><活動指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■発達障害者支援地域協議会の開催 ■発達障害者支援センターによる相談支援 ■発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言 ■発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 ■ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ■ペアレントメンターの人数 ■ピアサポートの活動への参加人数 |
| | | ⑤ 精神障害のある人への支援(重4)(障2) | <ul style="list-style-type: none"> ■精神障害に対する正しい理解の促進 ■安心して地域で生活するための支援の充実 ■相談支援体制の充実 | <p><活動指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数 ■保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ■保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数 ■精神障害者の地域移行支援・定着支援・GH・自立生活援助の利用者見込み ■精神病床における退院患者の退院後の行き先 |
| | | ⑥ 高次脳機能障害への支援(主1ウ・主5カ) | | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■高次脳機能障害の専門医療研修に参加した支援者数 |
| | | ⑦ 高齢障害者への支援(重3ウ) | <ul style="list-style-type: none"> ■相談支援専門員と介護支援専門員の連携促進 ■共生型サービス等の普及 ■多様な住居形態の検討 | |
| | | ⑧ 難病福祉施策の実施(主5ク) | | |
| | | ⑨ ひきこもり状態にある人への支援(障2(2)イ) | | |

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 活動目標 活動指標 |
|-----------|--------------------------|------------------------|---|--------------|
| 2. ともに暮らす | (3) 障害福祉を支える人材の育成・確保(障7) | ① 障害福祉を支える人材の育成・確保(障7) | <ul style="list-style-type: none"> ■ サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成 ■ 滋賀健介護・福祉人材センターによる人材の確保、育成、定着の一体的な推進 ■ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成 ■ 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上 | |
| | (4) 保健・医療の推進のために | ① 保健・医療サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備 ■ 県立リハビリテーションセンター業務の充実 ■ 地域リハビリテーション提供体制の充実 ■ 総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援 (主5カ) ■ 重度障害者の医療費負担の軽減 ■ 精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実(障2(2)エ) ■ 発達障害のある人への医療的支援の充実(障3カ) (主5カ) ■ 難病医療体制の充実 ■ 難病患者の在宅療養支援および相談支援体制の充実 (主5ク) ■ 保健医療従事者の資質向上(障6(2)イ) ■ 歯科保険医療の充実(障6(2)イ) | |
| | (5) 防災と防犯の推進のために | ① 防災体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災への理解促進 ■ 災害時要配慮者の避難支援 ■ 自主防災組織の育成 ■ 避難情報等提供体制の整備 ■ 土砂災害対策の実施 (主5キ) ■ 要配慮者の特性に配慮した避難所運営の体制整備 ■ 難病患者の災害対策の促進(主5ク) ■ 災害時における意思疎通支援等の充実 (重9イ) | |
| | | ② 防犯体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 警察職員への介護講習等の実施 ■ 被害防止対策の推進 (主5キ) | |
| | | | | |

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 活動目標 活動指標 |
|---|-----------------------------|--|---|--------------|
| | (1)健やかな育ちと豊かな学びのために <育ち> | ① 地域における支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町児童発達支援事業所等へのPT・OTの配置 ■ 小児保健医療センターによる研修等の実施 ■ 小児保健医療センター療育部における医療的ケア時への総合療育の実施 ■ 自閉症等への早期把握・早期療育支援の実施 | |
| ② ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化(重1ア)(重6ア) | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 周産期保健医療体制の充実(障6(2)イ) ■ (母子保健サービス)乳幼児期対応の充実(主2ア)(障6(2)イ) ■ 発達障害等の早期発見、早期支援の推進(障3(2)イ) ■ 障害のある子どもの保育の推進(障害6ウ) ■ 滋賀県発達障害者支援地域協議会等における課題検討 ■ 個別的教育支援計画等の円滑な引き継ぎ | <成果目標> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実 ■ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 | |
| ③ 学齢後期から成人期における発達障害のある人の支援の充実とスキルの向上(重1ウ)(障3(2)ウ) | | <ul style="list-style-type: none"> ■ キャリア支援コーディネーターによる高校大学への巡回支援 ■ 生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施 ■ 発達障害者支援ケアマネジャーによる相談支援 | | |
| ④ 子ども子育て支援等の充実(障6(2)ウ) | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある子どもの保育の推進 ■ 適切なサービスの確保と質の向上 ■ 教育機関との連携 | | |
| ⑤ 重症心身障害児者や医療的ケア児に対する支援体制の強化(重6ウ)(障6(2)オ) | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関との連携強化や支援体制の整備を検討 ■ 医療的ケア児者支援コーディネーターの養成の役割検討と機能確保 ■ 地域自立支援協議会等を活用した連携の推進 | <成果目標> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 ■ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 | |
| ⑥ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供(重6オ)(6(2)ア) | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域では対応が困難な児童に対して特性に合わせた支援を提供 ■ 就労に向けた支援の提供 ■ レスパイトケアの提供 ■ 近江学園や信楽学園での小規模グループケア ■ 近江学園の建て替え | | |

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 活動目標 活動指標 |
|----|------|---|---|---|
| | <学び> | ① 教育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個別のニーズに応じた多様で柔軟な学びの場の充実 ■ 学校施設のバリアフリー化促進(主2ア) ■ 基礎的環境整備と合理的配慮の提供 ■ 副次的学籍、分教室の設置に係る研究(重5エ) ■ 医療的ケア児の通学にかかる保護者の負担軽減の実証研究(重6エ) | |
| | | ② 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある児童生徒への教育の充実 ■ 情報活用能力の育成 ■ 就業支援の推進 ■ 教職員の資質(指導力や専門性)の向上(重5ウ) ■ 教育相談システムの構築 ■ 教育相談・就学相談活動の充実 ■ 就学指導関係者への研修促進(主2イ) ■ 適切な就学相談の実施(重5カ) | |
| | | ③ 学校や地域における交流や学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 交流および共同学習の推進による理解促進 ■ 学校における障害理解に関する学習機会の設定(主2ウ) | |
| | | ④ 障害特性と教育的ニーズに配慮した教育の教育体制の充実(新) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援体制の整備(主2イ) ■ 発達段階に応じた指導の充実(重5ア) ■ 子どもの体験活動の機会と場の充実(主2ウ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個別指導計画を作成している児童生徒の割合 ■ 個別の教育支援計画を作成している児童生徒の割合 |
| | | ⑤ 就労の実現に向けた教育の推進(主2オ) 社会的・職業的自立の実現(重5ア) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「しがごと検定」「しがごと応援団」の充実 ■ 高等養護学校への職業学科「仕事総合」の設置 ■ 社会的・職業的自立に向けた指導 | |
| | | ⑥ 教育における連携(役割分担)の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 県と市町の役割分担 ■ 関係機関、家庭、地域、企業の連携 | |

4. ともに働く

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 成果目標 活動指標 |
|----------|--------------|-----------------------------|---|---|
| 4. ともに働く | (1)雇用・就業の促進と | ① 企業で働く人や働きたい人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進(重2ア) ■ 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上(重2エ) ■ 企業や事業所への情報提供 ■ 障害者雇用についての啓発(障5(2)ア) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法定雇用率達成企業割合 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用の場の確保(主3ア) ■ 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大(重2イ) ■ 就労収入の向上(障5(2)オ) ■ 社会的事業所の運営支援(主3ウ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ハローワーク登録者のうち就業中の障害者の数 |
| | | ② 企業で働くことが困難な人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 就職に向けた体験、訓練、実習の機会の開拓および確保(主3ア)(障5(2)ア) ■ 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進(主3ウ) ■ 就労定着支援の普及啓発(障5(2)ア) ■ 福祉施設利用者などの一般就労への移行促成(重2ウ)(障5(2)イ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉施設利用者のうち、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 ■ 就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率 ■ 平均工賃月額が3万円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合 <p><活動指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行 ■ 障害者の職業訓練の受講 ■ 福祉施設から公共職業安定所への誘導 ■ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 ■ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援 |
| | | ③ 障害特性に応じた就労支援と多様な就業の機会の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 発達障害のある人の地域での暮らしと働きを支援(主1ウ)(障5(2)エ) ■ 知的障害のある人の職域拡大(障5(2)ア) ■ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援(障5(2)エ) ■ 難病患者に対する就労支援(障5(2)エ) ■ 重症心身障害のある人の就労支援 ■ ひきこもり状態にある人への支援 | |
| | | ④ 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進(主3ア) ■ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実(重2カ)(障5(2)ウ) ■ 滋賀県障害者雇用対策本部での連携(障5(2)ウ) ■ 滋賀健障害者自立支援協議会における教育・福祉・労働の連携(障5(2)ウ) ■ 就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり ■ 働く障害者の健康管理(主3エ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 働き・暮らし応援センターで支援する在職者数 |

| 領域 | 施策分野 | 施策項目 | 主な取組 | 活動目標 活動指標 |
|------------|-----------------------------|----------------------|--|--|
| 5. ともに活動する | (1)文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために | ① 障害のある人のスポーツの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者スポーツの普及・選手の拡大(重8(1)ア) ■ 障害者スポーツの推進体制の整備 ■ スポーツ大会の実施、選手育成 ■ 参加機会の拡大(重8(1)イ) ■ スポーツ施設のバリアフリー化 ■ 協議性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援(主5ア) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数 ■ 障害者スポーツ指導員の資格を取得した総合型スポーツクラブ関係者およびスポーツ推進員の人数 |
| | | ② 障害のある人の文化芸術活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 芸術鑑賞のアクセシビリティの充実(重8(2)ア) ■ 造形活動への参加促進と発表機会の充実 ■ 造形活動を支える仕組みづくり(重8(2)イ) ■ 表現活動の場の拡大、発進(重8(2)ウ) ■ アール・ブリュットの振興(主5イ) ■ 新生美術館の整備(重8(2)エ) ■ 東京オリ・パラを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進(重8(2)オ) | <p><成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者アート公募展への応募者数 |
| | (2)余暇活動や社会参加を豊かにするために(新) | ① 地域における余暇活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 余暇活動の場の提供(主5ウ) | |
| | | ② 社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者社会参加推進センターによる事業推進 ■ 地域における社会参加の促進 ■ 身体障害者補助犬の普及啓発 ■ 図書館利用に障害がある人へのサービス ■ 交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備(主5エ) | |
| | (3)本人活動や地域における交流活動を豊かにするために | ① 障害のある人の本人活動や交流への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本人活動の支援 ■ 地域における交流の促進 ■ ボランティア活動の促進 ■ 精神保健福祉ボランティアの活動支援 ■ 県民の社会貢献活動の環境整備(主5オ) | |